

生駒市教育委員会委員候補者公募要項

1 教育委員の公募について

生駒市では、教育現場の現状や地域の実情を理解している保護者の方の柔軟な発想や意見などを教育行政に反映するため、教育委員会委員の候補者を公募します。

2 教育委員の位置付け

教育委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会に置かれる職で、議会の同意を得て、市長が任命します。

3 公募の内容

採用予定人数	1 名
身分	非常勤特別職の地方公務員
主な職務内容	・ 定期的又は臨時に開催される教育委員会会議に出席し、議案等を審議すること ・ 市長が主宰する総合教育会議に出席し、協議を行うこと ・ 学校や教育施設への視察を行うこと ・ 教育委員会が主催する行事等に出席すること
任用期間	市議会の同意を受けた後、市長が任命した日から4年間の予定 (令和8年1月1日から令和11年12月31日までの予定)

4 応募資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす方とします。

- (1) 令和8年1月1日現在、生駒市長の被選挙権を有していること。
- (2) 市立小・中学校に通う子どもの保護者か、小学校就学前の子どもの養育している保護者で、毎月数回程度の会議等への出席が可能な方

※保護者とは、親権を行う者、親権を行うものがないときは未成年後見人

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ①破産者で復権を得ていない人
- ②禁錮以上の刑に処せられた人

5 応募方法

(1)申込書の入手方法

- ①市役所窓口：令和7年8月1日（金）以降、生駒市教育委員会事務局 教育総務課で申込書等を配布します。配布時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。（9月1日から9月5日は、午前9時から午後4時30分までです。）
- ②郵送による請求：封筒の表に「教育委員会委員応募書類請求」と朱書きし、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号封筒）を同封の上、生駒市教育委員会 教育総務課宛へお送りください。
- ③市ホームページからダウンロードもできます。

※申込書等は必ず「A4判 縦サイズ両面」で印刷したものをご利用ください。

(2)受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年9月5日（金）まで

(3)提出方法 封筒の表に「教育委員会委員応募」と朱書きし、提出書類一式を簡易書留扱いで、下記宛に郵送してください。（持参不可）

【提出先】〒630-0288 生駒市東新町8番38号

生駒市教育委員会事務局 教育総務課 宛

令和7年9月5日（金） 必着

【提出書類】

- ①生駒市教育委員会委員候補者公募申込書（本人自筆のこと）
- ②小論文（テーマは下記参照）
- ③返信用封筒（長形3号に宛先と氏名を明記し、110円切手を貼付したもの）

(4)小論文

テーマ 「生駒市の教育が進めるべき具体的な取組とその効果」

1,500字程度でA4判 縦サイズ、横書きとします。

パソコン入力によるもの又は筆記用具を用いた自筆のものとしします。

論文のはじめに応募者の氏名を明記してください。

日本語で作成し、未発表のものに限ります。

6 選考方法

選考	選考方法
第1次選考	書類審査及び小論文審査
第2次選考	第1次選考合格者を対象とした個人面接

7 選考結果

選考結果	通知時期（予定）	通知方法
第1次選考	令和7年10月上旬頃	選考結果については、各応募者宛に郵送で通知します。
第2次選考	令和7年11月上旬頃	

※選考結果の電話でのお問い合わせには、一切お答えできません。ただし、令和7年10月10日（金）までに第1次選考の結果通知が届かない場合は、教育総務課（下記問い合わせ先を参照）までお問い合わせください。

※第2次選考合格者を教育委員候補者として決定し、令和7年生駒市議会12月定例会に任命同意議案を提出し、議決後に就任いただく予定です。

8 教育委員の禁止行為等について

法律（地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）により、以下の行為等は禁止されています。

- (1)生駒市の教育に関する業務の発注を請け負うこと。
- (2)法人の役員の場合、当該法人が生駒市の教育に関する業務の発注を請け負うこと。
- (3)職務上知ることができた秘密を漏らすこと（教育委員の職を退いた後も同様）。
- (4)政党その他政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動を行うこと。
- (5)以下の職と兼業すること。

- ・ 地方公共団体の議会の議員若しくは長
- ・ 地方公共団体の執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員
- ・ 地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員

9 教育委員の報酬

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定によります。(日額 29,000 円 (R7.8.1 現在))

10 その他

- (1)提出された書類の内容に虚偽の記載等があった場合は、選考結果を取り消すことがあります。
- (2)提出された書類は返却しません。
- (3)第 1 次選考で提出された小論文の著作権は生駒市教育委員会に帰属します。
- (4)応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

11 問い合わせ先

生駒市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 (生駒市役所 2 階 17 番窓口)
電話 0743-74-1111 (内線 2651)